

入札公告

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年9月18日

群馬県企業管理者 成田 正士

記

1 調達内容

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 購入物品 | 小型自動車（小型トラック） |
| (2) 数量 | 1台 |
| (3) 納入場所 | 渋川工業用水道事務所（群馬県渋川市白井957） |
| (4) 購入物品の特質等 | 詳細は、入札説明書及び仕様書による。 |
| (5) 契約方法 | 総価契約 |
| (6) 履行期限 | 令和9年3月12日（金） |
| (7) 入札方法 | 上記(1)の物品を入札に付する。 |

入札書の提出はぐんま電子入札共同システムによるものとする。

アドレス：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより提出された金額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、等級格付区分がA又はBの者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。
ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規程第5号。以下「規程」という。）第132条の3第3項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内にあること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先

① 入札手続きに関すること

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県企業局総務課経理管財係 担当 藤井（群馬県庁舎27階北）

電話：027-226-3936（直通）

FAX：027-243-7724

② 仕様書に関すること

〒377-0204 群馬県渋川市白井957

渋川工業用水道事務所管理係 担当 狩野

電話：0279-22-1726

(2) 入札説明書の交付方法

ぐんま電子入札共同システムによる

アドレス：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(3) 入札説明書の交付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）午後4時までの毎日

(4) 入札書締切日時 令和8年10月9日（金）午後4時

(5) 開札日時 令和8年10月13日（火）午前10時30分

(6) 入札結果 ぐんま電子入札共同システムにより公表する

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和8年10月2日（金）午後4時までにぐんま電子入札共同システムにより提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第132条の34の2各号に掲げる入札は、無効とする。

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

入札金額が財務規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、最も安価な者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。